国民健康保険税の改正のお知らせ

１．課税限度額が変わりました。

・国民健康保険税の医療分に係る課税限度額を次のとおり引き上げました。
また、令和６年６月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、令和８年４月１日から『子ども・子育て支援金制度』が始まりました。
制度の開始に伴い、令和８年度より国民健康保険や後期高齢者医療制度を含むすべての医療保険の保険料（税）と合わせて、全世代・全経済主体から支援金をご負担いただくことになりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

（詳しくはこども家庭庁ホームページをご覧ください。）
https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido

	課税区分				
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども･子育て支援納付金	全体
改正前	66万円	26万円	17万円	3万円	112万円
改正後	67万円（＋1万円）	改正無し	改正無し	改正無し	113万円（＋1万円）

２．軽減対象世帯を判定する所得控除額を引き上げました。

・５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯を判定する所得控除額を次のとおり引き上げ、軽減対象世帯を拡大しました。

軽減区分		改正内容
５割軽減	改定前	基礎控除額(43万円)＋30．5万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}
	改正後	**基礎控除額(43万円)＋　31万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}**
２割軽減	改正前	基礎控除額(43万円)＋　56万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}
	改正後	**基礎控除額(43万円)＋　57万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}**

３．令和８年度の国民健康保険税率は据え置きです。

・令和８年度の国民健康保険税率は次のとおり令和７年度から据え置きとなりました。

税区分		令和８年度税率 【令和７年度から据え置き】
医療分	所得割	８．３９％
	均等割※１	３１，０００円
	平等割※２	３０，０００円
後期高齢者支援金分	所得割	２．７３％
	均等割※１	９，１００円
	平等割※２	９，２００円
介護納付金分	所得割	２．０３％
	均等割※１	９，１００円
	平等割※２	７，３００円
子ども・子育て支援納付金分	所得割	０．２９％
	均等割※１	１，０００円
	平等割※２	１，０００円
	18 歳以上均等割額※３	１００円

※１　均等割は一人当たりの金額です。
※２　平等割は一世帯当たりの金額です。
※３　18 歳以上均等割は 18 歳以上被保険者一人当たりの金額です。

●上記金額に対し各種減免等の制度があります。

【問合せ】
保健福祉課　保険・医療グループ
（☎82 - 2780）